

## 千葉県障害者差別解消支援地域協議会設置運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という）第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という）の設置運営に関して必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 委員は、法第17条第2項に規定される者の中から、千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長が委嘱する。
- 4 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

## (所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- 1 障害者差別に関する相談等に係る協議。ただし、協議会では個別事案ごとの差別か否かの判断は行わないものとする。
- 2 地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に掲げる協議。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という）に準ずる。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (招集及び運営)

第5条 協議会は会長が招集する。なお、開催については、調整委員会の開催と同日とし、その前後に開催することができる。

- 2 協議会は、必要に応じ独自で開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (協議会の公開)

第6条 協議会は原則として公開とする。

- 2 個人情報等秘密の保持を図る必要のある事項については、必要な範囲で公開又は公表しないことができる。
- 3 協議会の傍聴に関することは別に定める。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び、事務局、出席者には法第19条の規定により秘密保持義務が課されるものとする。

(経費負担)

第8条 協議会の開催に係る経費は障害者福祉推進課がこれを支弁する。

2 協議会の委員の報酬等は、調整委員会と同日に開催する場合は、調整委員会の委員には支弁しない。独自に開催する場合にはこれを支弁する。

3 協議会の委員が会議等に参加するために要する旅費は、調整委員会と同日に開催する場合は、調整委員会の委員には支弁しない。独自に開催する場合にはこれを支弁する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、法第18条第4項の規定により、障害者福祉推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長又は副会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。